

## 【ご注意ください】令和5年末のご寄附に係る寄附金控除の取扱いについて

○令和5年分の寄附金控除の対象について

- 1 クレジットカードで決済される場合（インターネットでお申込の場合）  
**令和5年12月31日までの決済**が対象となります。
- 2 お近くの金融機関から払込みをされる場合（郵便、FAX、電子メールでお申込の場合）  
**令和5年12月30日までの払込み**が対象となります。

○郵便、FAX、電子メールでお申込の場合の納付書の発送について

郵便、FAX、電子メールでお申込いただいた場合、できる限りすみやかに納付書をお送りしておりますが、**令和5年12月16日以降**にお申し込みの場合は納付書のお届けが年内に間に合わない可能性があります。その場合、令和5年分の寄附金控除の対象ではなく、令和6年分の寄附金控除の対象となりますのでご了承ください。

○年末年始のワンストップ特例申請書様式の郵送について

ワンストップ特例の適用を受けるためには、**令和6年1月10日【必着】**で特例申請書及び添付書類を京都府に郵送いただく必要があります。

※令和6年1月10日を過ぎますと、確定申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

通常は入金確認後、随時特例申請書様式を発送いたしますが、年末にご寄附をいただく分については期限までに特例申請書様式のお届けができない可能性があります。

以下の期間にご寄附いただく場合は、(A)(B)いずれかのご対応としていただきますようお願い申し上げます。

- 1 クレジットカードで決済される場合（インターネットでお申込の場合）  
**令和5年12月21日～令和5年12月31日**
- 2 お近くの金融機関から払込みをされる場合（郵便、FAX、電子メールでお申込の場合）  
**令和5年12月18日～令和5年12月30日**

(A) 下記より特例申請書様式をダウンロード・印刷して必要事項を記入の上、添付書類とあわせて京都府まで郵送

→ [・特例申請書（第55号の5様式）](#)

・[記載例](#)

(B) ワンストップ特例ではなく、確定申告で寄附金控除の手続き

<特例申請書の送付先>

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁管理部 総務企画課予算係